

## 岐阜連携都市圏ビジョン懇談会設置要綱

平成29年10月3日決裁

平成31年3月29日改正

### (設置)

第1条 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号）第6に規定する連携中枢都市圏ビジョン（以下「連携中枢都市圏ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く聴取するため、岐阜連携都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇談会は、連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項のうち次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携中枢都市圏の中長期的な将来像に関する事項
- (2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組に関する事項
- (3) 連携中枢都市圏ビジョンの進捗に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に関し、必要な事項

### (組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会の会務を総理し、懇談会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。